

令和元年度障害者スポーツ活動活性化事業助成金応募要領

1 趣 旨

障害者スポーツの普及・啓発を図り、障害者の社会参加の推進を図るため取り組む自主的な活動を行う団体に対して助成します。

2 助成対象事業の条件等

助成金の交付の対象となる事業は、障害者スポーツの普及・啓発を図り、障害者の社会参加の推進を図るため、県内の団体が自主的に取り組む次のような事業とします。

- (1) 障害のある人が障害のない人と共にスポーツ活動を行い、互いの交流を図るとともに、スポーツの楽しさを体験してもらうことを目的とするもので、県内の障害者に対して広く参加を募集する事業
- (2) 普段、スポーツを行う機会が少ない重度障害者に対し、体を動かすことの喜びやスポーツの楽しさを体験してもらうことを目的とするもので、県内の障害者に対して広く参加を募集する事業
- (3) 障害者スポーツに対する県民の意識の高揚を図るための普及・啓発、情報提供等を目的とした事業
- (4) その他障害者の社会参加の推進につながるスポーツ活動等を行うもので、県内の障害者に対して広く参加を募集する事業

※ なお、次のような事業は、助成対象となりません。

- (1) 県又は市町村の補助対象となる事業
- (2) 事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業
- (3) 専ら営利を目的とし、公益性を欠く事業
- (4) 施設の建設、改修、又は施設の維持管理を主たる目的とする事業
- (5) 先進地等視察、各種会議や大会への出席、交流のみにとどまる事業
- (6) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業
- (7) その他助成することが適当でないと認められる事業

3 助成限度額

同一団体に対する助成は、同一年度1事業に限ります。当該事業に対する助成は原則として連続2年まで200千円、連続3年目以降は100千円を限度とし、予算の範囲内で助成します。

4 その他の条件

助成金を交付した団体に対し、報告会等での発表を求めることがあります。

5 助成対象経費

前述の助成対象事業に要する経費とし、本事業の趣旨に照らし適当と認められるものに限ります。

※ なお、次のような経費は、助成対象となりません。

- (1) 団体等の運営費にあたるもの（人件費、施設の修繕、備品の購入など）
- (2) 営利を目的とする事業に要する経費
- (3) その他、助成対象とすることが適当でないと認められる経費（参加者の飲食・宿泊・交通費など）

※ 入場料収入等については、助成対象経費から控除するものとします。

6 審査

県厚生部障害福祉課及び県障害者スポーツ協会が、申請書に基づき審査を行い、助成事業を決定します。（必要に応じて現地調査を行うことがあります。）

7 申請手続き

所定の様式に基づき、助成金交付申請書（様式1）、事業計画書（様式2）、収支予算書（様式3）、申請者の概要説明書（団体の設立年月日、設立の目的、団体の事業概要、構成員や役員等を記載したもの。）（様式4）等を下記提出先へ提出していただきます。

申請書等は、当協会へお申し出いただくか、協会ホームページからダウンロードしてください。

8 募集期間、申請書等の提出方法等

- (1) 募集期間 令和元年5月7日（火）～7月9日（火）
- (2) 提出先 富山県障害者スポーツ協会
〒931-8443 富山市下飯野 70-4
TEL 076-413-2248 FAX 076-413-2304
- (3) 提出方法 郵送又は持参